令和元年７月農業委員会総会議事録

令和元年7月25日午後3時00分、令和元年7月農業委員会総会を弘前市役所岩木庁舎多目的ホールに招集する。

出席委員 23名

1番　岩谷　裕子　委員	2番　成田　忠光　委員	3番　三上　幸雄　委員
4番　佐藤　耕一　委員	5番　白濱　不二男　委員	6番　成田　繁則　委員
7番　小林　政貴　委員	8番　三上　悦治　委員	9番　平井　秀樹　委員
10番　進藤　司　委員	12番　棟方　健　委員	13番　木村　芳文　委員
14番　小田桐　明　委員	16番　髙橋　貴志　委員	17番　須藤　秀人　委員
18番　大湯　茂八郎　委員	19番　伊藤　公正　委員	20番　兜森　弘義　委員
21番　小嶋　勇成　委員	22番　藤田　善明　委員	23番　前田　優考　委員
24番　町田　高司　委員	25番　佐藤　剛郎　委員	

欠席委員　3名

11番　石岡　千鶴子　委員	15番　奥元　勝義　委員	26番　山内　知人　委員

出席事務局　　9名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	三上　勇造
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農政係長	髙橋　貢
事務局農地係長	澤田　明人	岩木分室総括主査	浅利　敏江
相馬分室長	蒔苗　篤	事務局主査	藤田　智恵子
事務局主事	山中　早織		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第51号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第52号　農地転用許可に係る意見について
議案第53号　農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第54号　農用地利用集積計画の決定について
議案第55号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第56号　農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第57号　農地・非農地の判断について
議案第58号　引き続き農業経営を行っている等の証明について（相続税）

報告第20号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第21号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第22号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開会時刻 15 時 00 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただいまから令和元年 7 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。

議　　長　議席番号 11 番石岡千鶴子委員、15 番奥元勝義委員、26 番山内知人委員の 3 名であります。ただいまの出席者数は 23 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。14 番小田桐明委員、16 番髙橋貴志委員、17 番須藤秀人委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の藤田智恵子主査を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。

議　　長　議案第 51 号を議題といたします。議案第 51 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 51 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 5 件 16,887 ㎡、畑 8 件 46,738 ㎡、合計 13 件 63,625 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 4 件 13,988 ㎡、畑 9 件 39,731.69 ㎡、合計 13 件 53,719.69 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 7 月 11 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、石岡千鶴子委員、小田桐明委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 2 件の事情聴取を行いました。8 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 100 番と 101 番について申し上げます。借受人は、以前会社勤めをしていた頃から、兼業で米を作付していた経験があり、余生も農業をしたいという思いがある中で、今回、知人からの貸借により、農地を取得する見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。これまでも申請地で一連の農作業に従事していたという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。10 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 104 番と 105 番について申し上げます。借受人は、福祉関係の仕事を退職した後、農業をしたいという思いが強くなり、今回、父と知人からの貸借により、自分の農地を取得する見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。これまで

調査委員長　も実家で農作業に従事しており、今後も親と農協の指導の下、りんごとピーマンを栽培していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請も含め、申請書を審査し、検討した結果、全ての申請において、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 51 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 51 号は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 51 号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 52 号を議題といたします。議案第 52 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 52 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、畑 2 件 2,026 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。17 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、受付番号 6 番は農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから転用許可基準を満たすものであります。
また受付番号 7 番は第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、第 1 種農地の例外規定である「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。また、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第52号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第52号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第52号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第53号を議題といたします。議案第53号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第53号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田1件2,671㎡、畑2件496㎡の合計3件3,167㎡、使用収益権関係が、畑1件167㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。21ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、所有権関係の受付番号12番は、農地区分がその他の第2種農地で、第3種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第1種農地の例外規定である「周辺居住者、事業者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、代替地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。受付番号13番は、農地区分が第3種農地で、原則許可相当の農地区分です。受付番号14番は、農地区分が第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「周辺事業者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。使用収益権関係の受付番号1番は、農地区分が第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「既存施設の1/2以内の拡張」であることから、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　それでは、議案第53号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第53号については、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第53号については、許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第54号を議題といたします。議案第54号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第54号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田4件14,273㎡、畑5件25,562㎡、合計9件39,835㎡であります。また、使用収益権関係では、田1件2,362㎡、畑8件160,017㎡、合計9件162,379㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿に登録されていることから、すべてについて、要件を満たしておりました。27ページをお開きください。所有権関係、受付番号58番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。29ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号65番から30ページ72番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画を決定することが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第54号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第54号は、調査副委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第54号は、報告のとおり決定いたします。

次に、議案第55号を議題といたします。議案第55号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第55号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田4件7,327㎡、畑

事務局次長　3件6,374㎡、合計7件13,701㎡であります。また、使用収益権関係は、田1件4,034㎡であります。今回提出されました8件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項各号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買7件、貸借1件が整ったものであります。なお、36ページの使用収益権関係、1件は、利用調整にあたって農地中間管理事業の実施が必要であると認められたことから、あおもり農林業支援センターの同意を得て、調整が図られたものであり、いずれも利用集積計画を定めるよう市長に要請することが適当であると認められるものであります。以上であります。

議　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　長　それでは、議案第55号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　長　議案第55号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　長　異議ないものと認め、議案第55号については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第56号を議題といたします。議案第56号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第56号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田2件6,396㎡、畑7件158,423㎡、合計9件164,819㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　今回提出されました9件につきましては、先の議案第54号で決定されました利用集積計画のうち29ページの使用収益権関係、受付番号65番以降の8件及び議案第55号で要請が決定されました36ページの使用収益権関係、受付番号18番の1件において、農地中間管理機構である あおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理事業規程に定める決定方法に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議　長　それでは、議案第56号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　長　議案第56号については、報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第56号については、計画案に異議がないものと決定いたします。

次に、議案第57号を議題といたします。議案第57号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 57 号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第4(1)及び(2)に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、田 12 筆 13,537㎡、畑4筆3,295㎡、計16筆16,832㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。47 ページをお開きください。番号1番から13番の土地については、農地法の運用について第4 (4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当し、14番から16番の土地については、第4 (4)イの「その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。以上です。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第57号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第57号は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 57 号は1番から16番を「非農地」と判断することに決定いたします。

次に、議案第58号を議題といたします。議案第58号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（相続税）」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第58号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（相続税）」であります。提案理由は、租税特別措置法施行規則第23条の8第32項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数は 1 件であります。農業を営んでいた被相続人から農地等を相続等で取得し、農業を継続する場合には、農業相続人に課税される相続税の納税猶予の特例を受けることができ、一定の要件に達した時は、その相続税は免除されますが、相続人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3年を経

事務局次長　過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、弘前税務署長に提出することになっております。届出書には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであります。この１件につきましては、事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として認められたものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から令和元年７月 25 日までの期間について証明するものであります。以上であります。

議　　長　それでは、議案第 58 号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 58 号は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 58 号は、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第 20 号「農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第 20 号は、「農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第３条の３第１項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田４件 31,687.83 ㎡、畑 10 件 64,636 ㎡、合計 14 件 96,323.83 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては 53 ページから 55 ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第 20 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 21 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第 21 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第５条第１項第６号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 10 条第２項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、５条関係の、田１件 1,192 ㎡、畑２件 2,477 ㎡　合計３件 3,669 ㎡であります。なお、届出理由につきましては、59 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第 21 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 22 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第22号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。
農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田3件12,961㎡、畑7件58,748㎡、合計10件71,709㎡であります。なお、解約理由につきましては、63ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第22号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了15時38分］